

厚生年金保険 健康保険 の事務手続き



日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構は、公的年金の運営業務を担います。



— 目 次 —

	ページ
Q 1 : 健康保険・厚生年金保険とはどのような制度でしょうか。	3
Q 2 : 新たに従業員を採用したときは、どのような手続きが必要でしょうか。	5
Q 3 : 従業員が退職したとき等は、どのような手続きが必要でしょうか。	7
Q 4 : 扶養家族を被扶養者とするときや被扶養者に異動があったときは、どのような手続きが必要でしょうか。	12
Q 5 : 従業員の氏名が変わったときは、どのような手続きが必要でしょうか。	17
Q 6 : 年金手帳を紛失したときは、どのような手続きが必要でしょうか。	18
Q 7 : 従業員の住所が変わったときは、どのような手続きが必要でしょうか。	19
Q 8 : 保険料額はいくらになるのでしょうか。 また、どのように納めるのでしょうか。	20
Q 9 : 保険料額の算定の基礎となる報酬は、毎年どのように決定するのでしょうか。	21
Q 10 : 従業員の昇(降)給を行ったときは、どのような手続きが必要でしょうか。	24
Q 11 : 従業員に賞与を支給したときは、どのような手続きが必要でしょうか。	26
Q 12 : 従業員が産前産後休業をとったときは、保険料の負担はどうなるのでしょうか。	29

Q13：出産により産前産後休業期間が変更となったときは、 どのような手続きが必要でしょうか。	31
Q14：従業員が育児休業等をとったときは、保険料の負担は どうなるのでしょうか。	33
Q15：予定より前に育児休業等を終了したときは、どのような 手続きが必要でしょうか。	34
Q16：産前産後休業終了後に報酬が少なくなった場合などは、 どのような手続きが必要でしょうか。	35
Q17：育児休業終了後に報酬が少なくなった場合などは、 どのような手続きが必要でしょうか。	36
Q18：3歳未満の子の養育により標準報酬月額が下がった場合、 厚生年金についての特例措置を受けるにはどのような 手続きが必要でしょうか。	37
Q19：3歳未満の子の養育期間にかかる厚生年金についての 特例措置が受けられなくなった場合は、どのような 手続きが必要でしょうか。	39
Q20：70歳以上の人を雇用した場合、どのような 手続きが必要でしょうか。	40
Q21：70歳以上の人を既に雇用している場合に、 どのような手続きがあるのでしょうか。	43
Q22：同時に2か所以上の事業所に勤務するときは、 どのような手続きが必要でしょうか。	47
参考：『電子申請』『電子媒体届出』を利用してみませんか	48

※ 事業主印について、ゴム判などの事業主の署名（自筆）でない場合は、事業主の
押印が必要となります。事業主の署名（自筆）である場合は、押印を省略することができます。

Q1 健康保険・厚生年金保険とはどのような制度でしょうか。

会社などで働く人たちが収入に応じて保険料を出し合い、いざというときの生活の安定を図る目的でつくられた制度のことです。

健康保険と厚生年金保険は、労働者個人や事業主が自由に契約・加入するものではなく、法律により加入が義務づけられています。

そのため、健康保険と厚生年金保険への加入は、事業所単位で行うこととなり、事業主は従業員と保険料を折半して負担し、その納付や加入手続きなどの義務を負います。

加入された場合には、おもに以下のような手続きがあります。

【健康保険・厚生年金保険適用関係届書一覧】

どのようなときに	なにを（届出種類）	いつまでに	本書の頁
従業員を採用したとき	被保険者資格取得届	5日以内	5頁
従業員が退職、死亡したとき	被保険者資格喪失届	5日以内	7頁
家族を被扶養者にするとき、被扶養者となっている家族に異動があったとき、被扶養者の届出事項に変更があったとき	被扶養者（異動）届	5日以内	12頁
被保険者の氏名に変更があったとき	被保険者氏名変更(訂正)届	すみやかに	17頁
被保険者の住所に変更があったとき	被保険者住所変更届	すみやかに	19頁
定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき	被保険者報酬月額算定基礎届	毎年7月1日から 7月10日まで	21頁
随時改定に該当するとき（報酬額に大幅な変動があったとき）	被保険者報酬月額変更届	すみやかに	24頁
賞与を支給したとき	被保険者賞与支払届	5日以内	26頁

詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) 「申請・届出様式」→「健康保険・厚生年金保険の適用に関する手続」に掲載しております。

◆適用事業所となるには職種や人数による加入制限があるのでしょうか。

健康保険・厚生年金保険は、事業所を単位として適用することになりますので、常時5人以上の従業員を使用している会社、工場、商店、事務所などの事業所と、5人未満であってもすべての法人事業所は、法律によって事業主や従業員の意志に関係なく加入しなければなりません。

つまり、適用事業所に事業主1人しかいない場合であっても、法人であれば強制加入となります。

なお、5人未満の個人事業所と、5人以上であってもサービス業の一部や農業・漁業などの個人事業所は、強制加入とはなりません。

◆任意適用事業所とはどのような場合に加入することになるのでしょうか。

従業員が5人未満の個人事業所等でも、一定の要件を満たせば厚生労働大臣の認可を受けて（認可に関する権限は日本年金機構理事長に委任されています。）健康保険・厚生年金保険の適用事業所となります。

任意適用事業所となるためには、その事業所の従業員の2分の1（半数）以上の同意を得なければなりません。健康保険・厚生年金保険に加入する場合は事業所単位となりますので、加入を希望しない従業員も含めて加入することになります。

◆短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大について

国・地方公共団体及び特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、新たに厚生年金保険等の適用対象となりました。

【特定適用事業所とは】

- 同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む。）の合計が、1年で6か月以上、500人を超えることが見込まれる事業所。
- 被保険者数が500人以下の適用事業所であって、労使合意に基づき申出した適用事業所。

【短時間労働者とは】

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、下記の「短時間労働者の要件」①～④のすべてに該当する方となります。

※短時間労働者の要件

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと

Q2 新たに従業員を採用したときは、どのような手続きが必要でしょうか。

事業所を管轄している年金事務所に「被保険者資格取得届」を提出してください。届書を提出すると、従業員は健康保険・厚生年金保険の被保険者となり、健康保険被保険者証が交付されます。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届

【添付書類】 扶養家族がいる方は被扶養者（異動）届

【提出期限】 5日以内

【提出者】 事業主

【留意点】

- ・届出が60日以上遅延した場合、賃金台帳および出勤簿の写しの添付が必要となります。
- ・国民健康保険組合加入者は「適用除外承認申請書」の添付が必要となります。事実の発生した日から、14日以内に申請してください。
- ・60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合「就業規則の写し、退職辞令の写し、雇用契約書の写し、事業主の証明」などの添付が必要となります（この場合は、同時に同日付の資格喪失届の提出が必要です。）。

◆パートタイマー、アルバイトは被保険者となりますか。

パートタイマー、アルバイトの場合は、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上であれば、被保険者となります。

また、正社員の4分の3未満であっても、国・地方公共団体及び特定適用事業所に勤務する短時間労働者で一定の要件を満たす場合は、被保険者となります。

◆試用期間中や外国人は被保険者となりますか。

入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法、厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には該当しないため、たとえこの期間が1か月でも被保険者の加入手続きを行わなければなりません。

また、外国人についても在留資格で就労が認められている場合には、国籍に関係なく被保険者とする手続きを行わなければなりません。

◆健康保険・厚生年金保険でいう「報酬」とは、どのようなものですか。

健康保険・厚生年金保険でいう「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与などの名称を問わず、被保険者が事業主から労務の対償として受ける全てのものをいいます。

また、通貨に限らず、通勤定期券、食事、住宅など現物で支給されるものも報酬に含まれます。

ただし、大入袋や見舞金のような臨時に受けるものや、年3回以下の賞与は含まれません。

<例>

	通貨によるもの	現物によるもの
標準報酬月額の対象となるもの	基本給（月給、日給、時間給など）、通勤手当、残業手当、役職手当、皆勤手当、家族手当、住宅手当、年4回以上支給される賞与など	通勤定期券、自社製品、被服（勤務服でないもの）、食事、社宅・寮など
標準賞与額の対象となるもの	賞与、年3回以下支給される期末手当、寒冷地手当など	現物で支給される賞与など
標準報酬月額・標準賞与額の対象とならないもの	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、仕事上の交際費、慶弔費など	制服、作業着、見舞品、生産施設の一部である住居など

◆届出書の記載例

健保サービス(株)において、平成29年4月1日に1名の従業員を採用した場合

- ・週の勤務日数は5日間、1日の勤務時間は8時間
 - ・給与は諸手当を含めて19万8千円

Q3 従業員が退職したとき等は、どのような手続きが必要でしょうか。

事業所を管轄している年金事務所に「被保険者資格喪失届」を提出してください。また、従業員が亡くなった場合にも同じ手続きが必要となります。

なお、届出が遅れた場合、納付する必要のない保険料が計算されたり、被保険者証が使用できないにもかかわらず誤って保険給付を受けたりする原因となり、事後に精算・調整することになりますのでご注意ください。

- 【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- 【添付書類】 被保険者と被扶養者全員の健康保険被保険者証、高齢受給者証など
- 【提出期限】 5日以内
- 【提出者】 事業主

【留意点】

- ・届書と一緒に健康保険被保険者証、高齢受給者証などを返納できない場合、資格喪失届にその理由を記入するか「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」の添付が必要となります。
- ・資格喪失日から起算して60日以上経過した届出の場合は、賃金台帳および出勤簿などの写しの添付が必要となります（役員の場合は、取締役会の議事録等）。

◆退職した従業員は、いつから被保険者でなくなりますか。

退職した場合には、退職した日の翌日に被保険者の資格を失います。

なお、被保険者資格は以下に該当する日の翌日（③に該当する場合は、その日）に失うことになります。

- ①適用事業所に使用されなくなった日（退職日など）
- ②死亡した日
- ③後期高齢者医療制度の被保険者等となった日

また、上記①に該当した場合には、国民年金の第1号被保険者となりますので、14日以内に、お住まいの市区町村役場の国民年金窓口で「国民年金被保険者資格取得・種別変更届」に年金手帳を添えて手続きを行ってください。

◆在職中でも一定の年齢になったら厚生年金保険の被保険者資格を失うのですか。

適用事業所に勤務していても、70歳になると厚生年金保険の被保険者の資格を失うことになります。

事業主の方は、従業員が退職した場合と同様に事業所を管轄している年金事務所に「厚生年金保険被保険者資格喪失届」を提出してください。この場合の「資格喪失年月日」は誕生日の前日となります。

※70歳を超えて勤務される方については、「Q20」をあわせて参照してください。

◆在職中に従業員が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合には、
どのような手続きが必要となりますか。

健康保険の被保険者である人が①75歳になったとき、②65～74歳で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）の認定を受けた場合は、後期高齢者医療制度の被保険者（①の場合は75歳の誕生日から、②の場合は認定日から加入）となり、健康保険の被保険者でなくなるため、「健康保険被保険者資格喪失届」の提出が必要となります。

【75歳に到達することにより、後期高齢者医療制度の被保険者となる場合】

75歳に到達すると見込まれる被保険者の氏名、生年月日等をあらかじめ記載した「健康保険被保険者資格喪失届」を事業主あてに75歳到達月の前月に送付いたしますので（いわゆるターンアラウンド方式）、届書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出してください。

なお、対象者の健康保険被保険者証、高齢受給者証などの添付が必要です。

【一定の障害の状態であるとして、広域連合の認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者となる場合】

すみやかに「健康保険被保険者資格喪失届」を提出してください（資格喪失日欄は、障害認定日を記入してください。）。

なお、その後、一定の障害に該当しなくなったり、障害認定の申請について撤回の申し出をした場合は、後期高齢者医療制度の被保険者でなくなりますが、一方で事業所との常用的使用関係が認められる限り、健康保険の被保険者となります。この場合は、「健康保険被保険者資格取得届」を提出してください。

◆届出書の記載例 ①

健保サービス(株)において、平成29年5月7日付で従業員が退職した場合

◆届出書の記載例 ②

健保サービス(株)の従業員が平成29年4月10日に70歳の誕生日を迎えた場合

◆届出書の記載例 ③

健保サービス(株)の従業員が平成29年4月10日に75歳の誕生日を迎えた場合

Q 4 扶養家族を被扶養者とするときや被扶養者に異動があったときは、どのような手続きが必要でしょうか。

扶養家族を被扶養者にするときや、すでに被扶養者となっている扶養家族に異動があったときには、事業主を経由して事業所を管轄している年金事務所に「被扶養者（異動）届」を提出してください。

（20～59歳の配偶者の場合は、健康保険の被扶養者（異動）届と同時に必要書類を添えて、被保険者の勤務している会社に「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。）

【届書・申請書名】 健康保険被扶養者（異動）届

【添付書類】 所得に関する証明書類、生計維持に関する証明書類、身分関係の確認ができる証明書類

【提出期限】 資格取得日または異動のあったときから5日以内

【提出者】 被保険者（事業主経由）

◆ 収入があっても被扶養者になれますか。

収入がある場合は、次の基準をもとに判断することになります。

① 年間収入が130万円未満であること

認定対象者の年間収入が130万円未満で、かつ被保険者の年間収入の半分未満であれば、原則として被扶養者になれます。また、認定対象者の年間収入が被保険者の半分以上あっても、130万円未満である場合は、被保険者の収入によって生計を維持していると認められれば、被扶養者になることができます。

② 別居の場合は仕送り額で判断

認定対象者が被保険者と別居している場合には、年間収入が130万円未満で、かつ被保険者からの仕送り額より少ないとときに被扶養者になることができます。

③ 60歳以上は180万円未満

認定対象者が60歳以上、または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合には、年間収入の認定基準が「180万円未満」となります。

◆被扶養者になれる家族はどの範囲までですか。

被保険者の収入により生計を維持している人で、以下の範囲となっています。

- ① 被保険者と同居していることが条件でない人（下図  で表示）

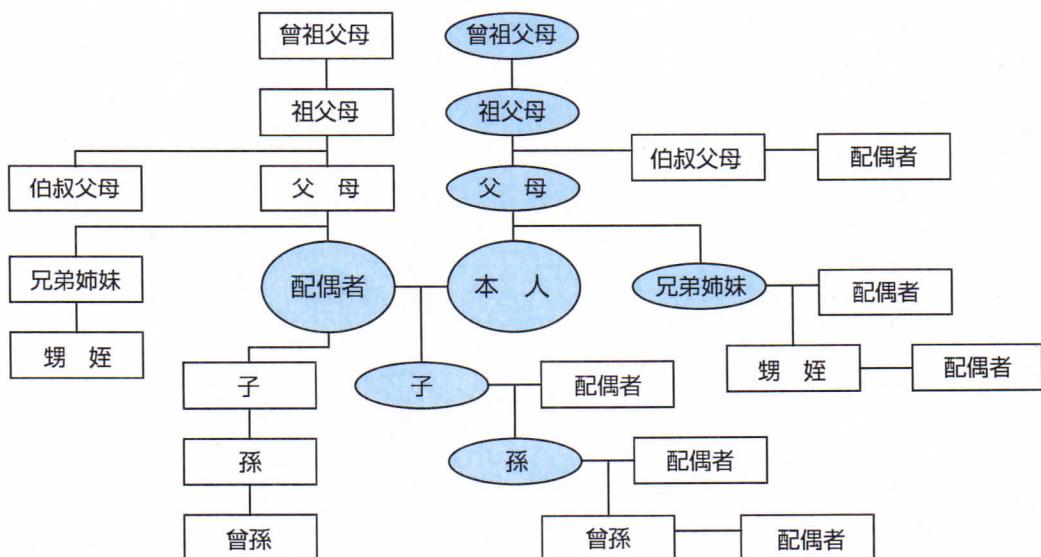
 - ・配偶者（内縁を含む）
 - ・子、孫および兄弟姉妹
 - ・父母、祖父母など直系尊属

② 被保険者と同居していることが条件の人（下図  で表示）

 - ・伯叔父母、甥姪などとその配偶者、曾孫、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の父母など①以外の3親等内の親族
 - ・内縁関係の配偶者の父母および子（その配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

*内縁…届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあること。

3 親等内の親族図



◆被扶養者(異動)届には、どのような添付書類が必要ですか。

被扶養者の収入の有無にかかわらず、収入が確認できる書類の添付が必要となります。

ただし、所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている人については、事業主の証明をもって添付書類を不要とすることができます。

<収入の確認ができる書類の例>

- ・課税（非課税）証明書
- ・退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し
- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・現在の年金受給額がわかる「年金額改定通知書」などの写し

被保険者と別姓の被扶養者は、続柄が確認できる書類の添付が必要となります。

<続柄が確認できる書類の例>

- ・被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）

被保険者と同居が条件である被扶養者（直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹以外の人）のときは、同居の事実が確認できる書類の添付が必要となります。

<同居の事実が確認できる書類の例>

- ・被保険者世帯全員の住民票（コピー不可）
- ・民生委員等による同居の証明

その他、生計維持関係等の確認が必要な場合においては、事実確認のための書類の添付が必要となります。

<事実関係を確認するための書類の例>

- ・内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本
- ・世帯全員の住民票（コピー不可）

◆被扶養者となっている家族が後期高齢者医療制度の被保険者となった場合には、どのような手続きが必要となりますか。

健康保険の被扶養者である人が①75歳になったとき、②65～74歳で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）の認定を受けた場合は、後期高齢者医療制度の被保険者（①の場合は75歳の誕生日から、②の場合は認定日から加入）となり、健康保険の被保険者でなくなるため、「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要となります。

【75歳に到達することにより、後期高齢者医療制度の被保険者となる場合】

75歳に到達すると見込まれる被扶養者の氏名、生年月日等をあらかじめ記載した「健康保険被扶養者（異動）届」を事業主あてに75歳到達月の前月に送付いたします（いわゆるターンアラウンド方式）。従業員の方に届書の内容を確認していただき、必要事項を記入のうえ、事業主を経由して年金事務所に提出してください。

なお、対象者の健康保険被保険者証、高齢受給者証などの添付が必要です。

【一定の障害の状態であるとし、広域連合の認定を受け、後期高齢者医療制度の被保険者となる場合】

すみやかに「健康保険被扶養者（異動）届」を提出してください（「被扶養者でなくなった日」欄は、障害認定日を記入してください。）。

なお、その後、一定の障害に該当しなくなったり、障害認定の申請について撤回の申し出をした場合は、後期高齢者医療制度の被保険者でなくなります。ただし、従業員との生計維持関係が認められる場合は、再度健康保険の被扶養者となることができます。この場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」を提出してください。

◆届出書の記載例

健保サービス(株)の従業員が結婚し、妻を被扶養者として届出する場合

Q5 従業員の氏名が変わったときは、どのような手続きが必要でしょうか。

事業所を管轄している年金事務所に「被保険者氏名変更（訂正）届」を提出してください。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届

【添付書類】 健康保険被保険者証

【提 出 期 限】 すみやかに

【提出者】事業主

【留意点】

- ・被扶養者の氏名が変わったときは、「被扶養者（異動）届」に被保険者証を添付して年金事務所に提出することになります。
 - ・高齢受給者証、特定疾病療養受給者証などを所持している方は、あわせて添付してください。

◆届出書の記載例

健保サービス(株)において、従業員が結婚した場合

届出コード 207		健康保険 被保険者氏名変更(訂正)届 厚生年金保険				事務センター長 副課センター長 グループ長 担当者 所長 法務課所長 部課長															
<p>◎記入の際は「個人情報保護法」に基づく個人情報の取扱いにご注意ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 事実所置記号 鶴町</td> <td>② 被保険者監理番号 けいと 16</td> <td>③ 年金手帳の基礎年金番号 1 2 3 4 9 8 7 6 5 4</td> <td>④ 生年月日 明治 1 年 5 月 3 日 大正 3 年 7 月 5 3 日 昭和 53 年 1 月 2 1 日</td> <td>種別 ○(性別) 1 男 2 女 3 未定 4 不明 5 その他 6 未記入 7 未記入</td> </tr> <tr> <td>⑤ 被保険者の氏名 (変更前) 姓 名 (氏) 厚年 (フリガナ) コウネン</td> <td>⑥ 被保険者の氏名 (変更後) 姓 名 (名) 陽子 (ヨウコ)</td> <td>⑦ 变更前の氏名 姓 名 (氏) 年金 (フリガナ) ヨウコ</td> <td>⑧ 健康保険被保険者登録 登録番号 審査 不登録 登録</td> <td>参考</td> </tr> </table> <p>平成 29 年 4 月 6 日 提出</p> <p>受付印</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所所在地 平 100 0000 東京都千代田区霞が関1-2-2 健保サービス 株式会社 事業主氏名 代表取締役社長 健保良一 電話 03(1234)5678</td> <td>事務室印</td> </tr> </table>										① 事実所置記号 鶴町	② 被保険者監理番号 けいと 16	③ 年金手帳の基礎年金番号 1 2 3 4 9 8 7 6 5 4	④ 生年月日 明治 1 年 5 月 3 日 大正 3 年 7 月 5 3 日 昭和 53 年 1 月 2 1 日	種別 ○(性別) 1 男 2 女 3 未定 4 不明 5 その他 6 未記入 7 未記入	⑤ 被保険者の氏名 (変更前) 姓 名 (氏) 厚年 (フリガナ) コウネン	⑥ 被保険者の氏名 (変更後) 姓 名 (名) 陽子 (ヨウコ)	⑦ 变更前の氏名 姓 名 (氏) 年金 (フリガナ) ヨウコ	⑧ 健康保険被保険者登録 登録番号 審査 不登録 登録	参考	事業所所在地 平 100 0000 東京都千代田区霞が関1-2-2 健保サービス 株式会社 事業主氏名 代表取締役社長 健保良一 電話 03(1234)5678	事務室印
① 事実所置記号 鶴町	② 被保険者監理番号 けいと 16	③ 年金手帳の基礎年金番号 1 2 3 4 9 8 7 6 5 4	④ 生年月日 明治 1 年 5 月 3 日 大正 3 年 7 月 5 3 日 昭和 53 年 1 月 2 1 日	種別 ○(性別) 1 男 2 女 3 未定 4 不明 5 その他 6 未記入 7 未記入																	
⑤ 被保険者の氏名 (変更前) 姓 名 (氏) 厚年 (フリガナ) コウネン	⑥ 被保険者の氏名 (変更後) 姓 名 (名) 陽子 (ヨウコ)	⑦ 变更前の氏名 姓 名 (氏) 年金 (フリガナ) ヨウコ	⑧ 健康保険被保険者登録 登録番号 審査 不登録 登録	参考																	
事業所所在地 平 100 0000 東京都千代田区霞が関1-2-2 健保サービス 株式会社 事業主氏名 代表取締役社長 健保良一 電話 03(1234)5678	事務室印																				

Q6 年金手帳を紛失したときは、どのような手続きが必要でしょうか。

年金手帳を紛失したり、き損したときは、事業所を管轄している年金事務所に「年金手帳再交付申請書」を提出してください。申請書を提出することで年金手帳の再交付が受けられます。

【届書・申請書名】 年金手帳再交付申請書

【添付書類】 き損の場合はき損した年金手帳や基礎年金番号通知書

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 本人（第2号被保険者は事業主経由でも可）

◆届出書の記載例

健保サービス(株)において、従業員が年金手帳を紛失した場合

届書コード	大区分	小区分	提出者
2 0 6 2	6	6	
年金手帳再交付申請書			
① 年金手帳の基礎年金番号		② 生年月日	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	★ 明治 1 年 大正 2 月 昭和 3 日 平成 4 月 令和 5 日	4 5 0 6 1 4	③ 事由
※ お年寄りの年金手帳を紛失した場合は、記入欄に「お年寄りの年金手帳を紛失した」と記入して下さい。	④ 被保険者登録番号	⑤ 年金手帳交付要否	⑥ 連絡
(氏名) ネンキン	姓 名	トウキョウト ネリマク チュウオウホンマチ3-2-1	連絡
年 金	タロウ	東京都練馬区中央本町3-2-1	
年 金	大 郎	電話 03-4321-8765	
⑦ 既に被保険者として使用されていた事業所の名称、所在地、又は船舶所有者の氏名、住所)及び、就労年月日	名 称 (氏名)	健保サービス株式会社	
⑧ 既に被保険者として使用されている(又は最後に被保険者として使用された)事業所の名称、所在地(又は船舶所有者の氏名、住所)	名 称 (氏名)	東京都千代田区霞が関1-2-2	取得年月日 平成21年4月1日
⑨ 既に加入している(又は最後に加入了していた)制度の名称及び取得喪失年月日	制度の名称	平成21年4月1日	喪失年月日 年 月 日
平成29年5月29日 提出			
(上記のとおり被保険者から再交付申請がありましたので、提出いたします。 事業所所在地: 〒100-0000 東京都千代田区霞が関1-2-2)			
事業所名称 健保サービス 株式会社	受付印		
事業主氏名 健保良一	市区町村 年金事務所		
電話 03(1234)5678	⑩ 社会保険労務士の提出代行者印		

Q7 従業員の住所が変わったときは、どのような手続きが必要でしょうか。

事業所を管轄している年金事務所に「被保険者住所変更届」を提出してください。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届

【添付書類】なし

【提 出 期 限】 すみやかに

【提出者】事業主

◆届出書の記載例

健保サービス(株)において、従業員が引っ越した場合

Q 8 保険料額はいくらになるのでしょうか。 また、どのように納めるのでしょうか。

健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者の標準報酬月額に保険料率をかけて算出した金額を被保険者と事業主が半分ずつ負担し、事業主が事業所を管轄する年金事務所に納付します（40歳以上65歳未満の被保険者は、健康保険の保険料に介護保険料を上乗せした保険料を納付します。）。

また、事業主は、健康保険と厚生年金保険の保険料の他に子ども・子育て拠出金についても納付します。

保険料の納付は、前月分の保険料を計算した「保険料納入告知書」を年金事務所から事業主へ送付しますので、その月の月末までに金融機関等で納付してください。

なお、保険料については口座振替による納付も可能となっています。

【留意点】

- ・保険料は月単位で計算しますので、被保険者が資格を取得した月から保険料が発生します。
- ・事業主が被保険者の給与から保険料を源泉控除する場合、給与から控除することができるのは、前月分の保険料です。

◆保険料率

	全国健康保険協会 管掌健康保険	厚生年金保険	子ども・子育て拠出金
平成28年9月から 平成29年8月	各都道府県別に定められています。詳しくは、全国健康保険協会の各都道府県支部へお問い合わせください（介護保険料を含む）。	181.82／1000 ※1	2.3／1000 ※1・2
平成29年9月以後 の月分		183.00／1000 ※1	

※1 保険料率については、今後、変更されることがあります。

※2 平成29年4月分から、子ども・子育て拠出金率が1,000分の2.0（0.20%）から1,000分の2.3（0.23%）に改定されました。

Q 9 保険料額の算定の基礎となる報酬は、毎年どのように決定するのでしょうか。

事業主は、事業所を管轄している年金事務所に、7月1日現在の被保険者全てについて、その年の4月、5月、6月に支給した報酬について「算定基礎届」を提出する必要があります。

この届出は、毎年1回、その年の9月から翌年の8月までの保険料や保険給付の額の基礎となる標準報酬月額を決めるためのものです。

これを、標準報酬月額の「定時決定」といいます。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

【添付書類】 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届
総括表、総括表附表（雇用に関する調査票）

【提出期限】 毎年7月1日から7月10日（または指定された日）までの間

【提出者】 事業主

【その他】 届書については、全被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額などをプリントしたものを事前に年金事務所から事業所へ送付しますので、これに記入して提出していただくか、日本年金機構のホームページにある「届書作成プログラム」のソフトをパソコンにダウンロードして必要事項を入力することで届出することができます。

【留意点】

- ・毎年7月1日現在、事業所に在籍する被保険者全てが届出の対象となります。6月1日以降に新たに被保険者になった人、または7月に標準報酬の随時改定が行われる人は届出の対象から除かれます。
- ・支払基礎日数（その報酬の支払対象となった日数）が17日以上の月が対象となります。なお、パートタイマー、アルバイト等の短時間就労者の取扱いについては、17日以上の月がある場合には17日以上ある月が対象となり、支払基礎日数が全て17日未満であるが15日以上の月がある場合は15日以上17日未満の月が対象となります。
- ・平成28年10月1日から適用対象となった短時間労働者の場合は、支払基礎日数は11日以上の月が対象となります。
- ・70歳を超えて勤務される方については、別途届出が必要となりますので、「Q21」をあわせて参照してください。
- ・厚生労働大臣（日本年金機構）が標準報酬月額を4、5、6月の報酬の平均で算出することが著しく不当であると認める場合には、保険者（日本年金機構や健康保険組合）算定ができることになっています。

※ 詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) の「算定基礎届の提出」をご覧ください。

◆届出書の記載例（算定基礎届総括表）

（株）健保産業において、定時決定の届出を行う場合

届出コード 2 2 9 稽書										健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 総括表										5月19日現在の被保険者数																														
記入上の注意 ウ、イ、ア、 ③④⑤について、 この用紙で不足するときは、適宜用紙を複数つて記入し、本紙に添付してください。 ※欄には現在行っている事業について具体的に（機械器具製造業、卸売、小売など）記入してください。										<table border="1"> <tr> <td>⑦事業所整理記号 01-〇〇〇</td> <td>⑧事業所番号 〇〇〇〇</td> <td>⑨適用年度 29年</td> <td>⑩算定完了年月日 年月日 14</td> <td>社労士コード 1</td> <td>通番 1</td> </tr> <tr> <td>⑪被保険者又は合計 被保険者年月日</td> <td>⑫変更前の 業種区分</td> <td>業種 機械器具製造業</td> <td>⑬事業の種類（変更の有無） 13 (有無)</td> <td colspan="5">5月19日現在の被保険者数</td> </tr> <tr> <td>年月日 2人</td> <td>年月日 0人</td> <td>年月日 1人</td> <td>年月日 61人</td> <td>年月日 59人</td> <td>⑭男 36人</td> <td>⑮女 24人</td> <td>⑯計 60人</td> </tr> <tr> <td>⑰本年6月1日から 7月1日までに 被保険者になった人 2人</td> <td>⑱届書未記載の人で 5月31日までに 被保険者になった人 0人</td> <td>⑲届書に記載されて いる人のうち6月30日 までに退職した人 1人</td> <td>⑳7月1日現在の 被保険者数 (⑪+⑫+⑬-⑭)</td> <td>㉑差引基業者数 (⑭-⑮)</td> <td>㉒7月に月額変更する人 5人</td> <td>㉓8月に月額変更する人 1人</td> <td>㉔9月に月額変更する人 1人</td> </tr> </table>										⑦事業所整理記号 01-〇〇〇	⑧事業所番号 〇〇〇〇	⑨適用年度 29年	⑩算定完了年月日 年月日 14	社労士コード 1	通番 1	⑪被保険者又は合計 被保険者年月日	⑫変更前の 業種区分	業種 機械器具製造業	⑬事業の種類（変更の有無） 13 (有無)	5月19日現在の被保険者数					年月日 2人	年月日 0人	年月日 1人	年月日 61人	年月日 59人	⑭男 36人	⑮女 24人	⑯計 60人	⑰本年6月1日から 7月1日までに 被保険者になった人 2人	⑱届書未記載の人で 5月31日までに 被保険者になった人 0人	⑲届書に記載されて いる人のうち6月30日 までに退職した人 1人	⑳7月1日現在の 被保険者数 (⑪+⑫+⑬-⑭)	㉑差引基業者数 (⑭-⑮)	㉒7月に月額変更する人 5人	㉓8月に月額変更する人 1人	㉔9月に月額変更する人 1人
⑦事業所整理記号 01-〇〇〇	⑧事業所番号 〇〇〇〇	⑨適用年度 29年	⑩算定完了年月日 年月日 14	社労士コード 1	通番 1																																													
⑪被保険者又は合計 被保険者年月日	⑫変更前の 業種区分	業種 機械器具製造業	⑬事業の種類（変更の有無） 13 (有無)	5月19日現在の被保険者数																																														
年月日 2人	年月日 0人	年月日 1人	年月日 61人	年月日 59人	⑭男 36人	⑮女 24人	⑯計 60人																																											
⑰本年6月1日から 7月1日までに 被保険者になった人 2人	⑱届書未記載の人で 5月31日までに 被保険者になった人 0人	⑲届書に記載されて いる人のうち6月30日 までに退職した人 1人	⑳7月1日現在の 被保険者数 (⑪+⑫+⑬-⑭)	㉑差引基業者数 (⑭-⑮)	㉒7月に月額変更する人 5人	㉓8月に月額変更する人 1人	㉔9月に月額変更する人 1人																																											
報酬の支払状況欄										変更前の昇給月																																								
<table border="1"> <tr> <td>⑦給与の支払日 毎月</td> <td>15</td> <td>当月翌月 25</td> <td>支払日 日経切</td> <td>支払日 日支払</td> <td>⑧(支払日の変更の有無) 有・無</td> <td>04</td> </tr> <tr> <td>⑨昇給月 (ベースアップを含む)</td> <td>年 1</td> <td>月 4</td> <td>月 月</td> <td>月 月</td> <td>⑩(昇給月の変更の有無) 有・無</td> <td></td> </tr> </table>										⑦給与の支払日 毎月	15	当月翌月 25	支払日 日経切	支払日 日支払	⑧(支払日の変更の有無) 有・無	04	⑨昇給月 (ベースアップを含む)	年 1	月 4	月 月	月 月	⑩(昇給月の変更の有無) 有・無																												
⑦給与の支払日 毎月	15	当月翌月 25	支払日 日経切	支払日 日支払	⑧(支払日の変更の有無) 有・無	04																																												
⑨昇給月 (ベースアップを含む)	年 1	月 4	月 月	月 月	⑩(昇給月の変更の有無) 有・無																																													
報酬の種類（現在支給している給与等を○で囲むか、記入してください。）										左の報酬を届に含めて いる　いない																																								
<table border="1"> <tr> <td>⑪固定的賃金</td> <td>基本給（月給、日給、時間給など）、家族手当、住宅手当、投付手当、物価手当、通勤手当、その他（）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑫非固定的賃金</td> <td>残業手当、宿日直手当、皆勤手当、生産手当、その他（）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑬通勤定期券 乗車券など</td> <td>6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月などの定期券、通勤回数乗車券</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑭食事、住宅、その他</td> <td>食事（朝、昼、夜）、住宅、被服、その他（）</td> <td>○</td> </tr> </table>										⑪固定的賃金	基本給（月給、日給、時間給など）、家族手当、住宅手当、投付手当、物価手当、通勤手当、その他（）	○	⑫非固定的賃金	残業手当、宿日直手当、皆勤手当、生産手当、その他（）	○	⑬通勤定期券 乗車券など	6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月などの定期券、通勤回数乗車券	○	⑭食事、住宅、その他	食事（朝、昼、夜）、住宅、被服、その他（）	○																													
⑪固定的賃金	基本給（月給、日給、時間給など）、家族手当、住宅手当、投付手当、物価手当、通勤手当、その他（）	○																																																
⑫非固定的賃金	残業手当、宿日直手当、皆勤手当、生産手当、その他（）	○																																																
⑬通勤定期券 乗車券など	6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月などの定期券、通勤回数乗車券	○																																																
⑭食事、住宅、その他	食事（朝、昼、夜）、住宅、被服、その他（）	○																																																
<table border="1"> <tr> <td>⑮賞与など</td> <td>賞与、期末手当、決算手当などの支給月 年 2回（7月12月月月）</td> <td>支払予定期月 0712</td> <td>直近の賞与支払月 12</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔賞与などの支給月の変更の有無〕 有・無</td> <td colspan="10">備考</td> </tr> </table>										⑮賞与など	賞与、期末手当、決算手当などの支給月 年 2回（7月12月月月）	支払予定期月 0712	直近の賞与支払月 12	〔賞与などの支給月の変更の有無〕 有・無			備考																																	
⑮賞与など	賞与、期末手当、決算手当などの支給月 年 2回（7月12月月月）	支払予定期月 0712	直近の賞与支払月 12																																															
〔賞与などの支給月の変更の有無〕 有・無			備考																																															
<table border="1"> <tr> <td>⑯7月1日現在、賞金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人</td> <td>60歳未満の人 10人</td> <td>60歳以上の 人 6人</td> <td>合計人数 16人</td> </tr> </table>										⑯7月1日現在、賞金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人	60歳未満の人 10人	60歳以上の 人 6人	合計人数 16人																																					
⑯7月1日現在、賞金・報酬を支払っている人のうち被保険者となっていない人	60歳未満の人 10人	60歳以上の 人 6人	合計人数 16人																																															
※下記の①から④に印字されている区分、法人番号を確認の上、訂正の必要がある場合や印字されていない場合は、「⑤訂正後」の⑤から⑧の各欄について、該当する事項を○で囲みまたは法人番号を記入してください。個人事業所及び国、地方公共団体の場合は、①欄のみ確認してください。なお、⑥欄へ法人番号を記入した場合は、法人番号が確認できる通知書等の写しを添付してください。																																																		
<table border="1"> <tr> <td>⑤個人・法人等区分 ①</td> <td>⑥法人番号 9999999999999</td> <td>⑦本・支店区分 ②1</td> <td>⑧内・外・国・区分 ③1</td> <td>⑨訂正後</td> <td>⑩1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体</td> </tr> <tr> <td>⑪本・支店区分 ④1</td> <td>⑫1. 本店 2. 支店</td> <td>⑬1. 内国法人 2. 外国法人</td> </tr> </table>										⑤個人・法人等区分 ①	⑥法人番号 9999999999999	⑦本・支店区分 ②1	⑧内・外・国・区分 ③1	⑨訂正後	⑩1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体	⑪本・支店区分 ④1	⑫1. 本店 2. 支店	⑬1. 内国法人 2. 外国法人																																
⑤個人・法人等区分 ①	⑥法人番号 9999999999999	⑦本・支店区分 ②1	⑧内・外・国・区分 ③1	⑨訂正後	⑩1. 法人 2. 個人 3. 国・地方公共団体																																													
⑪本・支店区分 ④1	⑫1. 本店 2. 支店	⑬1. 内国法人 2. 外国法人																																																
<table border="1"> <tr> <td>事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号</td> <td>〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 株式会社 健保産業 代表取締役 健保一郎 03-2345-6789</td> </tr> </table>										事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 株式会社 健保産業 代表取締役 健保一郎 03-2345-6789	<table border="1"> <tr> <td>提出日 平成29年7月6日</td> <td>受付印</td> </tr> </table>										提出日 平成29年7月6日	受付印																											
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 株式会社 健保産業 代表取締役 健保一郎 03-2345-6789																																																	
提出日 平成29年7月6日	受付印																																																	

* □欄は記入不要です。

* 記入の際はボールペン等を使用し、標準字体でわかりやすく記入してください。

◆届出書の記載例（算定基礎届）

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届 厚生年金保険																																																											
源泉コード(被保険者番号)		事業所整理記号		杉並-ケマ		社労士コード				算定基礎届番号																																																	
225										1234																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">⑦</th> <th rowspan="2">被保険者整理番号</th> <th rowspan="2">①被保険者の氏名</th> <th rowspan="2">②生年月日</th> <th rowspan="2">③種別</th> <th rowspan="2">④従前の標準報酬月額</th> <th colspan="4">⑤從前の改定月・原因</th> </tr> <tr> <th>報酬月額</th> <th>額</th> <th>支払基準日数</th> <th>の月の標準報酬月額の概算</th> <th>⑥適用年月</th> <th>⑦改定月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定期間月数</td> <td></td> <td>通貨によるもの額</td> <td>現物によるもの額</td> <td>合計</td> <td>平均額</td> <td>修正平均額</td> <td>※決定後の標準報酬月額</td> <td>※改定予定期間</td> <td>※作成原因</td> </tr> <tr> <td>基礎月数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										⑦	被保険者整理番号	①被保険者の氏名	②生年月日	③種別	④従前の標準報酬月額	⑤從前の改定月・原因				報酬月額	額	支払基準日数	の月の標準報酬月額の概算	⑥適用年月	⑦改定月	算定期間月数		通貨によるもの額	現物によるもの額	合計	平均額	修正平均額	※決定後の標準報酬月額	※改定予定期間	※作成原因	基礎月数																							
⑦	被保険者整理番号	①被保険者の氏名	②生年月日	③種別	④従前の標準報酬月額	⑤從前の改定月・原因																																																					
						報酬月額	額	支払基準日数	の月の標準報酬月額の概算	⑥適用年月	⑦改定月																																																
算定期間月数		通貨によるもの額	現物によるもの額	合計	平均額	修正平均額	※決定後の標準報酬月額	※改定予定期間	※作成原因																																																		
基礎月数																																																											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Ⓐ ⑦ 1</td> <td>① 健保一郎</td> <td>② 5-210527</td> <td>③ 健 300 千円</td> <td>④ 厚 300 千円</td> <td>⑤ H29年09月11</td> </tr> <tr> <td>4月31日</td> <td>300,000 円</td> <td>0 円</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>5月30日</td> <td>300,000 円</td> <td>0 円</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>6月31日</td> <td>300,000 円</td> <td>0 円</td> <td>300,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table>										Ⓐ ⑦ 1	① 健保一郎	② 5-210527	③ 健 300 千円	④ 厚 300 千円	⑤ H29年09月11	4月31日	300,000 円	0 円	300,000 円	300,000 円	年 月	5月30日	300,000 円	0 円	300,000 円	300,000 円	年 月	6月31日	300,000 円	0 円	300,000 円	300,000 円	年 月																										
Ⓐ ⑦ 1	① 健保一郎	② 5-210527	③ 健 300 千円	④ 厚 300 千円	⑤ H29年09月11																																																						
4月31日	300,000 円	0 円	300,000 円	300,000 円	年 月																																																						
5月30日	300,000 円	0 円	300,000 円	300,000 円	年 月																																																						
6月31日	300,000 円	0 円	300,000 円	300,000 円	年 月																																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Ⓑ ⑦ 2</td> <td>① 健保花子</td> <td>② 5-240723</td> <td>③ 健 200 千円</td> <td>④ 厚 200 千円</td> <td>⑤ H29年09月11</td> </tr> <tr> <td>4月31日</td> <td>200,000 円</td> <td>0 円</td> <td>200,000 円</td> <td>400,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>5月30日</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>—</td> <td>200,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>6月31日</td> <td>200,000 円</td> <td>0 円</td> <td>200,000 円</td> <td>200,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table>										Ⓑ ⑦ 2	① 健保花子	② 5-240723	③ 健 200 千円	④ 厚 200 千円	⑤ H29年09月11	4月31日	200,000 円	0 円	200,000 円	400,000 円	年 月	5月30日	0 円	0 円	—	200,000 円	年 月	6月31日	200,000 円	0 円	200,000 円	200,000 円	年 月																										
Ⓑ ⑦ 2	① 健保花子	② 5-240723	③ 健 200 千円	④ 厚 200 千円	⑤ H29年09月11																																																						
4月31日	200,000 円	0 円	200,000 円	400,000 円	年 月																																																						
5月30日	0 円	0 円	—	200,000 円	年 月																																																						
6月31日	200,000 円	0 円	200,000 円	200,000 円	年 月																																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Ⓒ ⑦ 3</td> <td>① 年金大助</td> <td>② 5-351205</td> <td>③ 健 300 千円</td> <td>④ 厚 300 千円</td> <td>⑤ H29年09月11</td> </tr> <tr> <td>4月22日</td> <td>308,000 円</td> <td>0 円</td> <td>308,000 円</td> <td>900,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>5月20日</td> <td>296,000 円</td> <td>0 円</td> <td>296,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>6月20日</td> <td>296,000 円</td> <td>0 円</td> <td>296,000 円</td> <td>296,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table>										Ⓒ ⑦ 3	① 年金大助	② 5-351205	③ 健 300 千円	④ 厚 300 千円	⑤ H29年09月11	4月22日	308,000 円	0 円	308,000 円	900,000 円	年 月	5月20日	296,000 円	0 円	296,000 円	300,000 円	年 月	6月20日	296,000 円	0 円	296,000 円	296,000 円	年 月																										
Ⓒ ⑦ 3	① 年金大助	② 5-351205	③ 健 300 千円	④ 厚 300 千円	⑤ H29年09月11																																																						
4月22日	308,000 円	0 円	308,000 円	900,000 円	年 月																																																						
5月20日	296,000 円	0 円	296,000 円	300,000 円	年 月																																																						
6月20日	296,000 円	0 円	296,000 円	296,000 円	年 月																																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Ⓓ ⑦ 4</td> <td>① 厚年健司</td> <td>② 5-420618</td> <td>③ 健 240 千円</td> <td>④ 厚 240 千円</td> <td>⑤ H29年09月11</td> </tr> <tr> <td>4月22日</td> <td>264,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>269,000 円</td> <td>514,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>5月20日</td> <td>240,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>245,000 円</td> <td>257,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>6月16日</td> <td>192,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>197,000 円</td> <td>健 197,000 円</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table>										Ⓓ ⑦ 4	① 厚年健司	② 5-420618	③ 健 240 千円	④ 厚 240 千円	⑤ H29年09月11	4月22日	264,000 円	5,000 円	269,000 円	514,000 円	年 月	5月20日	240,000 円	5,000 円	245,000 円	257,000 円	年 月	6月16日	192,000 円	5,000 円	197,000 円	健 197,000 円	年 月																										
Ⓓ ⑦ 4	① 厚年健司	② 5-420618	③ 健 240 千円	④ 厚 240 千円	⑤ H29年09月11																																																						
4月22日	264,000 円	5,000 円	269,000 円	514,000 円	年 月																																																						
5月20日	240,000 円	5,000 円	245,000 円	257,000 円	年 月																																																						
6月16日	192,000 円	5,000 円	197,000 円	健 197,000 円	年 月																																																						
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>Ⓔ ⑦</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④ 健 千円</td> <td>⑤ 厚 千円</td> <td>⑥ 年 月</td> </tr> <tr> <td>4月 日</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>5月 日</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>6月 日</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月</td> </tr> </tbody> </table>										Ⓔ ⑦	①	②	③	④ 健 千円	⑤ 厚 千円	⑥ 年 月	4月 日	円	円	円	円	円	年 月	5月 日	円	円	円	円	円	年 月	6月 日	円	円	円	円	円	年 月																						
Ⓔ ⑦	①	②	③	④ 健 千円	⑤ 厚 千円	⑥ 年 月																																																					
4月 日	円	円	円	円	円	年 月																																																					
5月 日	円	円	円	円	円	年 月																																																					
6月 日	円	円	円	円	円	年 月																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="10">社会保険労務士記載欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">平成 29 年 7 月 5 日提出</td> </tr> <tr> <td colspan="10">受付日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> 事業所所在地 〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 事業所名称 株式会社 健保産業 事業主氏名 代表取締役社長 健保一郎 電話 03(2345)局 6789番 </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> 事業主印 <small>◎※印欄は、記入しないでください。 ◎記入方法並びに印字されている数字の説明が裏面にありますので、よく読んで記入してください。</small> </td> </tr> </tbody> </table>										社会保険労務士記載欄										平成 29 年 7 月 5 日提出										受付日付印										事業所所在地 〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 事業所名称 株式会社 健保産業 事業主氏名 代表取締役社長 健保一郎 電話 03(2345)局 6789番										事業主印 <small>◎※印欄は、記入しないでください。 ◎記入方法並びに印字されている数字の説明が裏面にありますので、よく読んで記入してください。</small>									
社会保険労務士記載欄																																																											
平成 29 年 7 月 5 日提出																																																											
受付日付印																																																											
事業所所在地 〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 事業所名称 株式会社 健保産業 事業主氏名 代表取締役社長 健保一郎 電話 03(2345)局 6789番																																																											
事業主印 <small>◎※印欄は、記入しないでください。 ◎記入方法並びに印字されている数字の説明が裏面にありますので、よく読んで記入してください。</small>																																																											

Q10 従業員の昇(降)給を行ったときは、どのような手続きが必要でしょうか。

事業所を管轄している年金事務所に、「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

届書を提出すると、被保険者の標準報酬月額が改定されます。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、固定的賃金の変動があった月から起算して4か月目から標準報酬月額の改定を行い、保険料や保険給付の額が変更されます。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届

【添付書類】 必要に応じて事実確認できる書類

【提出時期】 昇(降)給等により、固定的賃金の変動のあった月(変更後の支払月)から3か月を経過したとき

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 事業主

【留意点】

- 改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合または標準報酬月額を大幅(原則、5等級以上)に引き下げる場合は、賃金台帳および出勤簿などの写しの添付が必要となります(役員の場合は、取締役会の議事録等)。

◆どのような場合に随時改定が必要となりますか。

被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定が行われるまでは変更されませんが、昇給や降給によって、被保険者の受ける報酬の額が大幅に変動した場合、標準報酬月額の改定を行うことができるようになっています。

これを標準報酬月額の「随時改定」とい、次の3つの全てにあてはまる場合に行います。

- ① 昇(降)給などで固定的賃金に変動があったとき
 - ② 固定的賃金の変動月以後引き続く3か月間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
 - ③ 3か月とも報酬の支払基礎日数が17日以上(短時間労働者の場合は11日以上)あるとき
- ただし、次の場合は随時改定の対象となりませんので、届出は不要です。
- (1) 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
 - (2) 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

◆固定的賃金の変動とはどのようなことですか。

支給額や支給率が決まっているものを固定的賃金(月給、日給、家族手当、住宅手当など)といい、その変動には次のようなものがあります。

- ① 昇給または降給
- ② 給与体系の変動(日給から月給など)や日給単価や時給単価の変動
- ③ 家族手当、住宅手当、通勤手当などの新たな手当が支給されたり、支給額に変動があったとき

※残業手当などは非固定的賃金といい、この手当の変動のみでは随時改定は行いません。

◆届出書の記載例

(株)健保産業において、従業員の昇給を行い、9月にその支払があった場合

健康保険被保険者報酬月額変更届											
郵便コード 地理区分		221		番号		事業所整理記号		社労士コード		月額変更届通番	
被保険者登録番号		被保険者の氏名		生年月日		種別		従前の標準報酬月額		④従前の改定月・原因	
報酬月額								②3ヶ月の総計		⑤改定年月	
算定期象月 の相隔支払 基礎日数		通貨による もの額		現物による もの額		合計		③平均額		⑥修正平均額	
								⑦※決定後の標準報酬月額		⑧※作成原因	
Ⓐ 17		①厚年三郎		②5.35.7.8		③健 260 千円		④厚 260 千円		⑤年月	
9月31日		300,000円		円		300,000円		②900,000円		④29年12月	
⑥10月30日		300,000円		円		300,000円		②300,000円		円	
11月31日		300,000円		円		300,000円		③健 千円		④厚 千円	
Ⓑ 25		①年金四郎		②5.40.6.9		③健 240 千円		④厚 240 千円		⑤年月	
9月31日		285,000円		円		285,000円		②855,000円		④29年12月	
⑥10月30日		285,000円		円		285,000円		②285,000円		円	
11月31日		285,000円		円		285,000円		③健 千円		④厚 千円	
Ⓒ ⑦		①		②		③		④健 千円		⑤厚 千円	
月 日		円		円		円		②年月		円	
⑥月 日		円		円		円		②年月		円	
月 日		円		円		円		③健 千円		④厚 千円	
Ⓓ ⑦		①		②		③		④健 千円		⑤厚 千円	
月 日		円		円		円		②年月		円	
⑥月 日		円		円		円		②年月		円	
月 日		円		円		円		③健 千円		④厚 千円	
Ⓔ ⑦		①		②		③		④健 千円		⑤厚 千円	
月 日		円		円		円		②年月		円	
⑥月 日		円		円		円		②年月		円	
月 日		円		円		円		③健 千円		④厚 千円	
社会保険労務士記載欄											
平成 29 年 12 月 11 日 提出											
受付日付印											
事業所所在地 〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 事業所名称 株式会社 健保産業 事業主氏名 代表取締役社長 健保 一郎 電話 03(2345)局 6789番											
○※印欄は、記入しないでください。 ○記入方法並びに印字されている数字の説明が 裏面にありますので、よく読んで記入してください。											

Q11 従業員に賞与を支給したときは、どのような手続きが必要でしょうか。

従業員に賞与を支給したときは、事業所を管轄している年金事務所に「被保険者賞与支払届」を提出してください。

この届書は、保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額を決定するものです。

標準賞与額とは、賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことといい、保険料の計算は、「標準報酬月額・保険料額表」を使用するのではなく、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。

なお、年間4回以上支払う賞与等については、標準報酬月額の対象となるため、この届書を提出する必要はありません。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届

【添付書類】 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表

【提出期限】 5日以内

【提出者】 事業主

【留意点】

- ・健康保険の標準賞与額の上限は年度の累計額573万円、厚生年金保険の標準賞与額の上限は1か月あたり150万円です。
- ・年度の途中で被保険者資格の取得・喪失があった場合の標準賞与額の累計については、保険者単位とすることとなっています。したがって、同一の年度内で複数の被保険者期間がある場合については、同一の保険者である期間に決定された標準賞与額について累計することとなります。(届書には実際に支払った賞与額を記入してください。)
- ・新規適用届に賞与支払予定月を記入された場合は、支払予定月の前月に「賞与支払届」「賞与支払届総括表」を送付します。また、この場合、賞与の支払いがなかった場合でも「賞与支払届総括表」の提出が必要です。(「④欄 不支給1」を○で囲んで提出してください。)

◆届出書の記載例（賞与支払届総括表）

(株)健保産業において、平成29年7月25日に賞与を支給した場合

届出書コード 266	地区区分 厚生年金保険	被保険者賞与支払届 総括表	
①事業所整理記号 杉並－ケマ	②事業所番号 12345	社労士コード 123	
⑦賞与支払予定年月 平成 29 年 07 月	③賞与支払年月 平成 29 年 07 月	④支給・不支給 支給 ① 不支給 ②	
⑥賞与を支給した被保険者数 4	⑦賞与支給総額(千円単位) 2111000		
⑧被保険者人数 4			
⑨賞与の名称 夏季賞与	⑩変更前の賞与支払予定月 07 月	⑪変更後の賞与支払予定月 平成 29 年 7 月 31 日提出	送信印
社会保険労務士記載欄 			
事業所所在地 〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 事業所名称 株式会社 健保産業 事業主氏名 代表取締役社長 健保一郎 電話番号 03-2345-6789 			
【記入上の注意】 1. ※印欄は、記入しないでください。 2. ④は、賞与の支給があったとき、支給「0」に○印を付けてください。 また、支給がなかったとき、不支給「1」に○印を付けてください。 3. ⑦は、全被保険者の賞与支払届⑤欄「賞与額(合計)」を総計した額を記入してください。 4. ⑧は、賞与を支給した日現在の被保険者数を記入してください。 5. ⑨は、賞与、決算手当、期末手当のように支給した賞与の種類別にその名称を記入してください。 6. ⑪は、現在の賞与支払予定期が⑨の賞与支払予定期と異なるとき記入してください。 7. 賞与の支給がない場合、④、⑪に記入しないでください。 8. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。 9. 本手続は電子申請による届出も可能です。なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険および厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。(当該届書は、賞与支払届の添付書類として送信してください。)			

1308 1017 053

◆届出書の記載例（賞与支払届）

申請コード	事業所区分	健 康 保 險 被 保 險 者 賞 与 支 払 届		事業所整理登録番号	事業所番号	事業主登録番号	賞与支払年月日	賞与支払予定期月	被保険者の氏名	被保険者登録番号
265	内 厚 生 年 金 保 険	2265					7290725	平成29年07月	健保一郎	600000
事業所整理記号			事業所コード				賞与支払年月日	賞与額(合計)	被保険者の氏名	被保険者登録番号
A			/	5210527	元号 年 月 日	CD	賞与支払年月日	600	健保一郎	600,000 円
B			2	5240723	元号 年 月 日		賞与支払年月日	400	健保花子	400,000 円
C			3	5351205	元号 年 月 日		賞与支払年月日	624	年金大介	624,000 円
D			5	5420618	元号 年 月 日		賞与支払年月日	487	厚年一夫	487,900 円
E					元号 年 月 日		賞与支払年月日			
F					元号 年 月 日		賞与支払年月日			
G					元号 年 月 日		賞与支払年月日			
H					元号 年 月 日		賞与支払年月日			
I					元号 年 月 日		賞与支払年月日			
J					元号 年 月 日		賞与支払年月日			
標準字体 0123456789 平成29年7月31日提出										
社会保険労務士記載欄										
事業所所在地 〒168 8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 株式会社 健保産業 事業主印 事業所名称 事業主氏名 代表取締役社長 健保一郎 電話 03-2345-6789										
<small>※印欄は、記入しないでください。 ○O C R 柄への記入は、上記標準字体でお願いします。 ○この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないよう取り扱いに注意し、油性の黒字ボールペンを使用して丁寧に記入してください。 ○記入方法並びに印字されている数字の説明が裏面にありますので、よく読んで記入してください。</small>										

Q12 従業員が産前産後休業をとったときは、保険料の負担はどうなるのでしょうか。

被保険者が産前産後休業を利用する場合については、事業主と被保険者負担分の保険料が、事業主の申し出により免除されます。

産前産後休業とは、産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間をいいます。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 事業主

【留意点】

事業主等であっても、被保険者であれば産前産後休業期間中の保険料免除を受けられます（ただし、事業主等が被保険者であっても、育児休業期間中の保険料免除は受けられません。）。

産前産後休業取得者申出書は、被保険者が産前産後休業を取得する度に、事業主が手続きを行う必要があります。また、産前産後休業をしている間に行う必要があります。

◆届出書の記載例

出産前に提出する場合

届書コード 2 7 3	処理区分 届書	健康保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書										事務センター番号 勤務年月番号 グループ番号 請求書			
①事業所整理記号 社名 H < ま			②被保険者整理番号 5	③年金手帳の基礎年金番号 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0					④被保険者の氏名 (姓) ホンキン (氏) 年金			⑤被保険者の生年月日 昭和 55年5月22日 平成 7年5月22日			
⑥出産予定年月日 平成 7年 2月 9日				⑦出産種別 多胎 1	⑧産前産後休業期間 平成 29年 5月 19日から 平成 29年 8月 25日まで					⑨産前産後休業開始年月日 平成 7年 5月 19日			⑩産前産後休業終了予定期日 平成 7年 8月 25日		
⑪作成原因 ※				⑫出生児の氏名 (姓) (氏)					⑬出産年月日 平成 7年 5月 23日			備考 送信			
事業所所在地 〒 168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 事業所名称 株式会社 健保産業 事業主氏名 代表取締役社長 健保一郎 事業主印 電話番号 (03) 2345-6789															
社会保険労務士の提出代行者印															

◆届出書の記載例

出産後に提出する場合

届出書コード 2 1 7 3	処理区分 留置	事務用欄 年月日			
健康保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書					
①事業所整理記号 社名 ヒトクミ		②被保険者整理番号 5	③年金手帳の基礎年金番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	④被保険者の氏名 (フリガナ) オンキン ハナコ (氏) 年金 花子	⑤被保険者の生年月日 昭和 年 5 5 0 2 2 3 平成 7
⑥出産予定年月日 平成 7 2 9 0 6 3 0		⑦出産種別 単胎 0 多胎 1	⑧産前産後休業期間 平成 29年 4月 28日から 平成 29年 8月 4日まで	⑨産前産後休業開始年月日 平成 7	⑩産前産後休業終了予定年月日 平成 7
⑪作成原因 ※		⑫出生児の氏名 (フリガナ) オンキン タロウ (氏) 年金 太郎	⑬出産年月日 平成 7 2 9 0 6 0 9	備考 送信	
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号 〒 168 - 8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 株式会社 健保産業 代表取締役社長 健保 一郎 (03) 2345 - 6789			社会保険労務士の提出代行者印 ㊞		
平成 29年 6月 12日提出 愛付印					

Q13 出産により産前産後休業期間が変更となったときは、どのような手続きが必要でしょうか。

「産前産後休業取得者申出書」を提出し、産前産後休業期間中の保険料免除を受けている被保険者が、出産によって産前産後休業期間に変更があった場合、または産前産後休業終了予定日前に産前産後休業を終了した場合には、「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出してください。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者変更（終了）届

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 事業主

【留意点】

出産予定日より前に出産した場合や、出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出した場合は、「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出は不要です。

◆届出書の記載例

出産予定日より前に出産した場合

届書コード		処理区分		届書											
※		※		※		※		※		※		※			
健康保険 厚生年金保険 産前産後休業取得者変更（終了）届															
①事業所整理記号 番		②被保険者整理番号 5		③年金手帳の基礎年金番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0				④被保険者の氏名 (姓) ネンキン 年金 (名) ハナコ 花子				⑤被保険者の生年月日 昭和 55年 5月 0日 年月日 5 5 0 2 2 3			
				⑥出産（予定）年月日 平成 29年 6月 30日		⑦産前産後休業期間 単胎 0 多胎 1 平成 29年 5月 22日から 平成 29年 8月 25日まで		⑧出産（予定）年月日 平成 29年 6月 09日		⑨産前産後休業期間 単胎 0 多胎 1 平成 29年 4月 28日から 平成 29年 8月 4日まで		⑩出生児の氏名 (姓) ネンキン 年金 (名) タロウ 太郎			
⑪印字用 記入欄 は記入 しない あります ので よくなさい		⑫出産（予定）年月日 平成 29年 6月 12日		⑬産前産後休業開始年月日 平成 29年 6月 12日				⑭産前産後休業終了予定年月日 平成 29年 6月 12日				⑮作成原因 送信			
				⑯出産（予定）年月日 平成 29年 6月 12日		⑰産前産後休業終了予定年月日 平成 29年 6月 12日		⑲作成原因 送信							
事業所所在地 事業所名 事業主氏名 電話番号		〒 168 - 8505 東京都杉並区高井戸西5-24 株式会社 健保産業 代表取締役社長 健保 一郎 (03) 2345 - 6789		社会保険労務士の提出代行者印											
受付日付印															

◆届出書の記載例

出産予定日より後に出産した場合

届出書コード		処理区分		届 書	
平成 7 2 9 0 6 3 0					
健 健 康 保 険 産前産後休業取得者変更(終了)届 厚 生 年 金 保 険					
①事業所整理記号		②被保険者 整理番号		③年金手帳の基礎年金番号	
平成 7 2 9 0 6 3 0		5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0		(7)姓 (氏) ネンキン (名) 花子	
④被保険者の生年月日		⑤被保険者の性別		⑥被保険者の年齢	
平成 7 2 9 0 6 3 0		男		55歳	
⑦被保険者の年齢		⑧被保険者の性別		⑨被保険者の生年月日	
55歳		男		平成 29年 5月 19日	
⑩被保険者の年齢		⑪被保険者の性別		⑫被保険者の生年月日	
55歳		男		平成 29年 8月 25日	
⑬被保険者の年齢		⑭被保険者の性別		⑮被保険者の生年月日	
55歳		男		平成 29年 5月 19日	
⑯被保険者の年齢		⑰被保険者の性別		⑲被保険者の生年月日	
55歳		男		平成 29年 9月 4日	
※ <input type="checkbox"/> 開始年月日が変更となる場合 = 届出書コード273△ <input checked="" type="checkbox"/> 開始年月日に変更がない場合 = 届出書コード275△					
届出書コード		処理区分		③作成原因	
平成 7 2 9 0 6 3 0				送信	
届出書コード		④出産(予定)年月日		⑤出産種別	
平成 7 2 9 0 6 3 0		平成 29年 5月 19日		単胎(0)	
届出書コード		⑥出産(予定)年月日		⑦産前産後休業開始年月日	
平成 7 2 9 0 6 3 0		平成 29年 5月 19日		平成 29年 5月 19日	
届出書コード		⑧出産(予定)年月日		⑨出産(予定)年月日	
平成 7 2 9 0 6 3 0		平成 29年 8月 25日		平成 29年 8月 25日	
届出書コード		⑩出産(予定)年月日		⑪出産(予定)年月日	
平成 7 2 9 0 6 3 0		平成 29年 9月 4日		平成 29年 9月 4日	
平成 29年 7月 13日提出					
事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号		〒 168 - 8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 株式会社 健保産業 代表取締役社長 健保 一郎 (03) 2345 - 6789		受付印	
社会保険労務士の提出代行者印					

Q14 従業員が育児休業等をとったときは、保険料の負担はどうなるのでしょうか。

被保険者が育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合（3歳未満の子を養育する場合）については、事業主と被保険者負担分の保険料が、事業主の申し出により免除されます。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 事業主

【留意点】

育児休業の申し出は、「1歳に満たない子を養育するための育児休業」、「保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業」の各休業期間においてそれぞれ申し出が必要となります。

◆届出書の記載例

株健保産業の従業員が平成29年8月4日から平成30年5月31日まで育児休業をとる場合

届書コード 2 6 3	送り回し区分 後	郵便	事務センター長 井	副センター長 井	グループ長 井	担当者 井
健康保険 厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新規・延長）						
①事業所整理番号 杉並	②被保険者整理番号 叶美	③年金手帳の基礎年金番号 7 1 2 3 4 5 4 3 2 1 0	④被保険者の氏名 キンキン カオリ	⑤性別 男 1 女 2		
⑥被保険者の生年月日 明 1 月 3 日 平成 29 年 5 月 10 日	⑦年金支給者（扶養親族） 年金 武士	⑧も養育する子の生年月日 平成 7 年 2 月 9 日 昭和 51 年 10 月 7 日	⑨も養育する子の区分 夫子 1 その他 2	⑩夫子以外の子を養育し始めた日 平成 7 年 2 月 9 日		
⑪お養育のため休業する期間 平成 29 年 8 月 4 日 から 平成 30 年 5 月 31 日 まで		⑫育休開始月日 平成 29 年 8 月 30 日		⑬育休終了月日 平成 30 年 5 月 31 日		
⑭変更前の養育のため休業する期間 平成 8 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		⑮備考				
事業所所在地 〒168-8505 東京都杉並区高井戸3-5-24 事業所名称 株式会社 健保産業 事業主氏名 電話 03(2345) 03 代表取締役社長 健保 一郎		受付印 6789		社会保険令務士の提出代行者印 印		
平成 29 年 8 月 30 日提出						

Q15 予定より前に育児休業等を終了したときは、どのような手続きが必要でしょうか。

被保険者が育児休業等終了予定年月日より前に、育児休業等を終了した場合には、事業主から終了届を提出してください。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届

【提出期限】 すみやかに

【提出者】事業主

【留意点】

保険料は、終了日の翌日の属する月分から徴収されます。

終了予定年月日どおりに育児休業を終了した場合は、提出する必要はありません。

◆予定より前に育児休業を終了する場合とはどのような場合でしょうか。

終了予定年月日前に育児休業を終了した場合とは、おもに次の場合はです。

- ・子の死亡等により養育しなくなった場合
 - ・子が1歳（1歳6か月）に達した場合
 - ・育児休業をしている人について産前産後休業等が始まった場合
 - ・育児休業終了予定年月日前に就労を開始した場合

◆届出書の記載例

(株)健保産業の従業員が平成29年10月13日に育児休業を終了する場合

Q16 産前産後休業終了後に報酬が少なくなった場合などは、どのような手続きが必要でしょうか。

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者が、産前産後休業終了後に受け取る報酬に変動があった場合には、通常の隨時改定の要件に該当しなくても、被保険者からの申し出に基づき、事業主が年金事務所へ届け出ることにより、標準報酬月額の改定を行うことができます。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届
【提出期限】 すみやかに
【提出者】 被保険者（事業主経由）

【留意点】

標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日の属する月以後3か月間に受けた報酬（支払基礎日数が17日未満の月は除きます。なお、短時間労働者の場合は支払基礎日数11日未満の月は除きます）の平均額により決定し、その翌月から改定されます。これにより、実際の報酬の低下に応じた標準報酬月額（保険料負担）となります。

通常の月額変更に該当しなくてもよく（固定給の変動がなくても良い）、1等級以上の差があれば提出できます。

◆届出書の記載例

届出コード	代理区分	年月日	年月日	年月日	年月日
2 1 2 1 1	6 1 1				
健 厚 生 年 金 保 険 産前産後休業終了時報酬月額変更届					
(申込記入用紙) 保険料支拂い終了時報酬月額変更届					
① 事務所整理記号 <input type="text"/> ②被保険者整理番号 <input type="text"/> 郵便番号 <input type="text"/> 〒 ま <input type="text"/> 9			③ 保育子の誕生日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 月末 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
④ 年金手帳の認定年金番号 <input type="text"/> 年金番号 <input type="text"/> 年金花名 <input type="text"/> 年金 <input type="text"/> 本部 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			⑤ 保険料の主年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
⑥ お養育する子の氏名 <input type="text"/> お養育する子の生年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			⑦ 産前産後休業を終了した平日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
⑧ 算定対象月の報酬 <input type="text"/> 算定月の月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			⑨ お支払額 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
⑩ お支払額 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			⑪ お支払額 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
⑫ お支払額 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			⑬ お支払額 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
⑭ お申出される被保険者がお年金の翌日に引き続いで育児休業等を開始していませんか。 お申出される被保険者がお年金の翌日に引き続いで育児休業等を開始していませんか。 (注) 産前産後休業を終了した日の翌日を引き続いで育児休業等を開始した場合は、当該申出はできません。					
社会保険労務士の提出代行印 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 受付印押					
上記のとおり被保険者からお申出がありましたので提出します。 平成 29 年 11 月 7 日提出 〒 168-8505 事業所所在地 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 事業主 お宅新名称 株式会社 健康産業 事業主氏名 代表取締役社長 健康 大助 <input type="text"/> 電話番号 (03) 9876-5432					
健康保険法施行規則第38条の3及び厚生年金保険法施行規則第10条の2の規定により提出せざります。 日本年金機構理事長 あて 平成 29 年 11 月 6 日提出 申出人 〒 111-2345 住所 東京都千代田区富士見町 1-2-3					
氏名 年金 花子 <input type="text"/> 電話番号 (03) 1234-5678					

Q17 育児休業終了後に報酬が少なくなった場合などは、どのような手続きが必要でしょうか。

育児休業終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業終了後に受け取る報酬に変動があった場合には、通常の随時改定の要件に該当しなくても、被保険者からの申し出に基づき、事業主が年金事務所へ届け出ることにより、標準報酬月額の改定を行うことができます。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 被保険者（事業主経由）

【留意点】

標準報酬月額は、育児休業終了日の翌日の属する月以後3か月間に受けた報酬（支払基礎日数が17日未満の月は除きます。なお、短時間労働者の場合は支払基礎日数11日未満の月は除きます）の平均額により決定し、その翌月から改定されます。これにより、実際の報酬の低下に応じた標準報酬月額（保険料負担）となります。

通常の月額変更に該当しなくてもよく（固定給の変動がなくても良い）、1等級以上の差があれば提出できます。

◆届出書の記載例

Q18 3歳未満の子の養育により標準報酬月額が下がった場合、厚生年金についての特例措置を受けるにはどのような手続きが必要でしょうか。

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった人で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、事業主に標準報酬月額の特例を申し出ることにより、従前の標準報酬月額にて年金額を計算する特例措置が受けられます。

※平成29年1月1日より以下の子についても対象として追加となりました。

1. 養親となる者が養子となる者を監護することとされた期間に監護されている当該養子となる者（以下「監護期間中の子」という。）
2. 里親である労働者に委託されている児童（以下「要保護児童」という。）

【届書・申請書名】 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書

- 【添付書類】
1. 戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書（申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるもの）
2. 住民票（コピー不可・申出者と子が同居していることを確認できるもの）

※養育している状況を確認するため、原則、提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものをご提出ください。

※監護期間中の子については、1. に代えて家庭裁判所が発出した事件係属証明書と住民票が必要です。

※要保護児童については、1. 及び2. に代えて児童相談所が発行した措置通知書が必要です。

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 被保険者（事業主経由）

【留意点】

事業主あてに「養育期間標準報酬月額特例申出受理通知書」が送付されますので、事業主は、被保険者に通知してください。

養育期間中の標準報酬月額は、養育期間前の月額となります（将来の年金受給が、不利にならないようにするための特例措置です。）。

なお、保険料は養育期間中の標準報酬月額で計算されます。

◆特例措置の適用期間はいつまでですか。

特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次のいずれかに該当する日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、基準標準報酬月額を下回る期間です。

- ア. 子が3歳に達したとき
- イ. 資格喪失したとき
- ウ. 申し出に係る子以外の子について特例措置の適用を受ける場合、この申し出に係る子以外の子を養育することとなったとき
- エ. 子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- オ. 育児休業等を開始したとき
- カ. 産前産後休業を開始したとき

◆届出書の記載例

Q19 3歳未満の子の養育期間にかかる厚生年金についての特例措置が受けられなくなった場合は、どのような手続きが必要でしょうか。

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった人で、養育期間標準報酬月額特例を受けている人が、次のいずれかに該当したときは、特例措置を受けられなくなります。

- ・3歳未満の子を養育していた人がその子を養育しなくなったとき
 - ・養育していた3歳未満の子が死亡したとき

特例要件に該当しなくなったときは、「養育期間標準報酬月額特例終了届」の提出が必要になります。

【届書・申請書名】 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届
【提出期限】 すみやかに
【提出者】 被保険者（事業主経由）

【留意点】

事業主あてに、「養育期間標準報酬月額特例終了確認通知書」が送付されるので、事業主は、被保険者に終了した旨を通知してください。

◆届出書の記載例

Q20 70歳以上の人を雇用した場合、どのような手続きが必要でしょうか。

70歳以上の人を雇用した場合には、70歳以上被用者該当届等の届出を行っていただく必要があります。

なお、厚生年金保険の被保険者ではないため、保険料は徴収しません。

【届書・申請書名】 厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届

【提出期限】 すみやかに

【提出者】 事業主

◆70歳以上の年金受給者についても、在職による支給停止制度があるのはどうしてでしょうか。

現役世代に厳しい負担が求められている中、世代間の公平性や高齢世代内の公平性という観点から、就労して負担能力のある70歳以上の受給者についても、60歳台後半の在職老齢年金の調整の仕組みが導入されています。

◆制度の対象になるのはどのような人ですか。

- ・70歳以上の人
- ・厚生年金保険法第27条に規定する適用事業所に使用される人であって、かつ、同法第12条各号に定める者に該当しない人（短時間就労者については、勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般の従業員の4分の3以上の人）
- ・過去に厚生年金保険の被保険者期間がある人

◆退職すれば、被保険者の時と同様に、働いていた期間分の年金が増額されますか。

70歳以上被用者については、保険料の負担がないため、退職後、年金が増額されることはありません。

◆届出書の記載例①

(株)健保産業が70歳以上の従業員を平成29年7月7日に雇用した場合

◆届出書の記載例②

(株)健保産業を70歳以上の従業員が平成29年8月10日に退職した場合

Q21 70歳以上の人を既に雇用している場合に、 どのような手続きがあるのでしょうか。

(算定基礎届)

70歳以上被用者の標準報酬月額相当額は、実際4月・5月・6月に受けた報酬の平均月額にあわせて毎年改定されます。

原則として、7月1日現在の全被用者が対象ですので、7月1日から7月10日（または指定された日）に、各被用者の報酬を記入し、算定基礎届とともに提出してください。

(月額変更届)

固定的賃金が変動した月以降3か月間の報酬の平均月額を計算して、標準報酬月額相当額が2等級以上変わったときは、改定が行われます。このときの報酬には非固定的賃金（残業手当など）も含めて計算します。

該当する被用者がいる場合には、月額変更届をすみやかに提出してください。

(賞与支払届)

被用者に賞与を支給したときには、5日以内に賞与支払届を賞与支払届とともに提出してください。

賞与とは、その名称を問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいいます。

【届書・申請書名】	厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
【提出期限】	5日以内
【提出者】	事業主

◆届出書の記載例（算定基礎届）

◆届出書の記載例（月額変更届）

◆届出書の記載例（賞与支払届）

Q22 同時に2か所以上の事業所に勤務するときは、どのような手続きが必要でしょうか。

被保険者が同時に2か所以上の適用事業所に使用されることにより、管轄する年金事務所または保険者が複数になる場合、選択する事業所を管轄している年金事務所に、被保険者が「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出してください。

【届書・申請書名】 健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届

【添付書類】 健康保険被保険者証（すでに全国健康保険協会の被保険者である場合）

【提出期限】 10日以内

【提出者】 被保険者

【留意点】

- ・新たに被保険者となる場合は、「被保険者資格取得届」をあわせてご提出ください。
- ・届出の結果、選択した事業所を管轄する年金事務所（または健康保険組合）が事務を行います。（健康保険組合を選択した場合、厚生年金保険の事務は年金事務所が行います。）

◆届出書の記載例

株健保産業の被保険者である人が、健保サービス(株)にも勤務することになった場合

健康保険被保険者所属選択届 厚生年金保険 二以上事業所勤務									
(フリガナ) ケンボ		イチロウ		生年月日		1.明 2.大 3.昭 4.平		月 日	
被保険者氏名		健保 一郎				2 1		0 5 2 7	
事業所整理記号		事業所名称				被保険者資格 得喪年月日		報酬月額	
事業所		事業所所在地							
選択事業所		厚生年金基金に加入の場合その名称及び番号							
杉並 けい		株式会社 健保産業		取扱		平成21年 4月 1日		金銭による報酬 300,000円	
		東京都杉並区高井戸3-5-24						現物による報酬 0円	
1		基金 基 号		喪失		年 月 日		合 計 300,000円	
選択事業所		健保サービス 株式会社		取扱		平成29年 9月 11日		金銭による報酬 180,000円	
		東京都千代田区霞が関1-2-2						現物による報酬 0円	
非選択事業所		基金 基 号		喪失		年 月 日		合 計 180,000円	
				取扱		年 月 日		金銭による報酬 円	
								現物による報酬 円	
				喪失		年 月 日		合 計 円	
被保険者 住所 東京都杉並区高井戸3-2-1 氏名 健保 一郎									
※ 新規加入の場合は、それぞれの事業所の「健康保険 厚生年金保険 資格取得届」の提出が必要です。 また、すでに全国健康保険協会の被保険者である場合は、被保険者証の整理番号が変更になりますので、現在交付されている被保険者証を添付してください。 ※ 被保険者の押印についてでは、署名(白墨)の場合は省略できます。									
受付印									

『電子申請』『電子媒体届出』を利用してみませんか

日本年金機構では、事業主の手続きの利便性向上のため、届書用紙による届出のほか、インターネット上で申請・届出が可能な『電子申請』や、機構が保有する事業所データを活用して届書を作成することができる『電子媒体届出』があります。

なお、電子申請や電子媒体届出の利用を開始した後も、届書用紙による届出は可能で、大量かつ定期的に届出が必要な「算定基礎届」や「賞与支払届」のみの利用もできます。

また、「算定基礎届」や「賞与支払届」の作成にあたって、被保険者の基本情報等をCDに収録して機構から提供するサービスも行っております。

『電子申請』と『電子媒体届出』のポイントをご確認いただき、利用をご検討ください。

1. 電子申請

電子申請による各種申請や届出は「e-Gov[※]」を利用して行います。電子申請を利用すると、事業所の担当者がオフィスからインターネットでの申請・届出が可能になります。

※e-Gov(イーガブ)とは、電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)のことです。

【ポイント】

- 年金事務所の開所時間に関係なく、24時間いつでも申請・届出が可能です。また、土・日曜日や休日にもお手続きが可能です。
- 職場や事業主の自宅など、どこでもインターネットを使って申請・届出が可能です。このため、手続きのための移動時間や窓口での待ち時間がかかりません。また、郵送料等のコスト削減にもつながります。
- 一度にまとめて届出をする場合は、日本年金機構が無料で提供しているプログラム(届書作成プログラム)で届書データを作成することができます。

【ご利用にあたって】

STEP1 >> パソコンの環境設定(利用準備)

事業所が使用しているパソコンが電子申請を行うための条件を満たしているか確認を行ってください。

STEP2 >> 電子証明書の取得

- ・電子申請を行うためには、申請者を確認するための電子証明書を申請してください。
- ・電子証明書は、認証局と呼ばれる機関が発行しており、発行には手数料がかかります。

STEP3 >> 申請データの作成

e-Govの画面に1件ずつデータを入力する方式と、複数人の対象者を一度に申請することができる方式(CSVファイル添付方式)があります。CSVファイル添付方式は、一度に複数人の手続き(算定基礎届や賞与支払届等)を申請することができるので非常に便利です。

STEP4 >> e-Govを利用して申請

インターネットなのでいつでもデータ送信ができます。

(詳しくは、日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>をご確認ください)

2. 電子媒体届出

業務効率化のため、事業主から大量または定期的な届出について電子媒体による届出が便利です。

なお、これらの手続きを多くの事業主の方々が利用できるよう、電子媒体を作成するためのパソコンソフトを日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

* 電子媒体での届出は、現在、「資格取得届」、「資格喪失届」、「報酬月額算定基礎届」、「報酬月額変更届」、「賞与支払届」、「住所変更届」および「被扶養者(異動)届」などが対象となっています。

* 電子媒体での届出にあたっては、日本年金機構ホームページで提供している「媒体データ
パスワード設定プログラム」にてパスワードを設定のうえ、管轄の事務センターへ直送していただきますようお願いします。(事務センターの住所は日本年金機構ホームページをご確認ください。)

【ポイント】

- 事業所内の関係システム(人事、給与等)との連動により、すでに作成されている個人別の電子データを活用することによって、届書の作成が容易に行えます。また、作成した届書を事前に機械的にチェックすることができます。
- 事業所のパソコンにより届書データを保存・管理できるので、次回以降の届書の作成が容易に行えます。
- 届書を作成する場合に必要な仕様書およびプログラムについては、日本年金機構ホームページから無料で取得できます。

【ご利用にあたって】

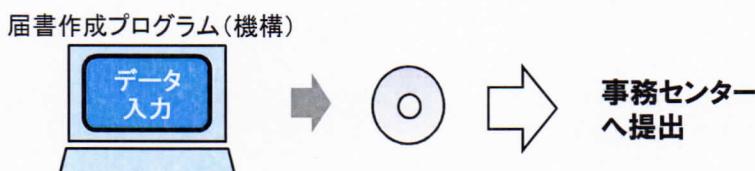
電子媒体による届出を行う場合、事前に特別な手続き等は必要ありません。なお、実際に電子媒体による届出手続きを始めるには、次の2通りの方法があります。

方法1 >> 日本年金機構が提供するパソコンソフトを利用する場合

電子媒体届書作成のパソコンソフト(届書作成プログラム)を日本年金機構ホームページ上で提供しています。

(届書作成プログラムには、電子媒体と一緒に提出する磁気媒体届書総括票の作成機能もあります。)

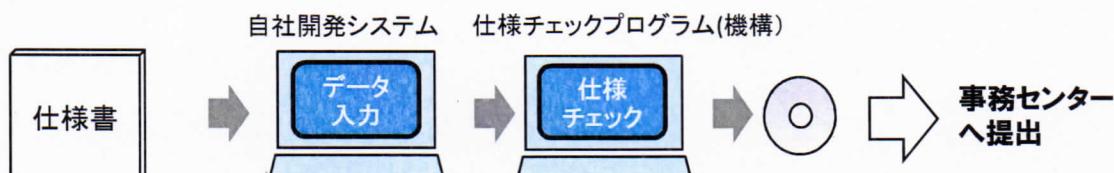
* 届書作成プログラムにて電子媒体を作成した場合は、仕様チェックプログラムでの確認を行う必要はありません。



方法2 >> 届出システムを届出者が自社開発する場合

「磁気媒体届書作成仕様書」を基に、届出者が自ら届出用のシステムを開発し届出を行う方法です。

なお、届出用のシステムで作成した電子媒体が「磁気媒体届書作成仕様書」どおりにできているかをチェックするパソコンソフト(仕様チェックプログラム)を日本年金機構ホームページ上で提供しています。



(詳しくは、日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>をご確認ください)